

○釧路市富士見球場条例施行規則

平成17年10月11日

釧路市教育委員会規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市富士見球場条例（平成17年釧路市条例第270号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

第2条 釧路市富士見球場（以下「球場」という。）を使用しようとする者は、使用開始5日前までに球場使用申込書を釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第3条 教育委員会は、球場の使用を承認したときは、球場使用承認書を交付するものとする。

2 使用の承認を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(開設の期間及び時間)

第4条 球場の開設期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開設期間 5月1日から10月31日まで

(2) 開設時間 午前5時から午後7時まで

(使用承認書の提示)

第5条 球場を使用するときは、球場使用承認書を係員に提示し、その指示に従わなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第4条第2項に規定する特別の理由は、次に掲げるものとする。

(1) 小学校又は中学校が主催する学校行事に使用するとき。

(2) 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟の各種競技大会に使用するとき。

(3) 市が主催する各種事業に使用するとき。

(4) 前3号に準ずる事業、大会その他の行事に使用するとき。

(5) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者が使用するとき。

(6) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 条例第4条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書

を使用申込書に添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第5号の規定に該当する者については、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、証明書、療育手帳、診断書等を入場の際提示することにより申請に代えることができる。

3 教育委員会は、使用料の減免を承認したときは、使用料減免承認書を交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第5条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第8条 使用者は、その使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市富士見球場条例施行規則（昭和39年釧路市教育委員会規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。